

令和6年度
男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書



～ 目 次 ～

1 登米市男女共同参画基本計画の概要	- 1 -
2 基本計画の実施状況及び評価	- 5 -
《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》	- 8 -
◆基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】	- 9 -
◆基本目標 2 男女平等の意識改革	- 12 -
◆基本目標 3 男女平等教育の推進	- 16 -
《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》	- 21 -
◆基本目標 1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	- 22 -
◆基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の推進	- 32 -
◆基本目標 3 職場における男女共同参画の推進	- 34 -
◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画	- 41 -
《基本方針 III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》	- 44 -
◆基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】	- 45 -
◆基本目標 2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進	- 53 -
3 第4期登米市特定事業主行動計画（令和6年度実績）	- 56 -
4 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況	- 57 -

【参考】

- ◎登米市男女共同参画審議会委員名簿 · · · · · - 62 -
- ◎だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例 · · · - 63 -

1 登米市男女共同参画基本計画の概要

(1) 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市では、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を平成23年4月に施行し、性別にかかわりなく一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

この条例に基づき、平成24年3月に「第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」を平成27年10月に「第3次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

これまでの取組において、男女共同参画社会基本法に定められる男女の人権の尊重及び社会における制度や慣行についての配慮、家庭と仕事の両立のための意識改革の必要性については徐々に浸透しつつあるものの、少子高齢化の進行により、特に働く世代の減少が進むことから、あらゆる政策に男女共同参画の考えを取り入れていくことの必要性が更に高まっています。また、男性も女性も家庭と職場を両立できるよう、働く女性が活躍できる環境を整備するだけでなく、これまでの男性中心型労働慣行を変革する取組を進める必要があります。

このような中、男女共同参画の重要性を改めて認識するとともに、これまでの取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年3月に「第4次登米市男女共同参画基本計画」を策定しました。

(2) 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であるとともに、条例で規定する男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき策定するものです。

また、基本計画の基本目標「男女間のあらゆる暴力の根絶」に関する内容を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけるとともに、基本目標「職場における男女共同参画の推進」及び「政策・方針決定過程への女性の参画」に関する内容を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画と位置づけ、施策を推進します。

(3) 基本計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて見直しを行います。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「だれ一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

SDGsが示す多様な目的の追求は、地方自治体が抱える課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発につながるものであり、第二次登米市総合計画におけるまちづくりの基本計画にも取り入れられています。

本計画においても「だれ一人取り残さない」持続的な社会を目指すものとしてSDGsの取組を推進するものです。

SDGsには17の目標に紐づく169の具体的な達成基準（ターゲット）があり、本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



目標5 ジェンダー※1 平等を実現しよう

ジェンダー※1 平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。



※1 ジェンダー：社会的、文化的に作られた性別のこと。生物的な性別と区別するために国際的に広く使用されることになった概念。

(5) 基本計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	【重点目標】 1 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 相談・支援体制等の充実
	2 男女平等の意識改革	(1) 男女共同参画の意識啓発の推進 (2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供 (3) 調査研究・分析の推進
	3 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習・啓発の充実 (3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
II 男女が共に参画するまちづくり	【重点目標】 1 地域における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援 (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援 (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
	2 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善 (2) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進
	3 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 (3) 農林業・自営業従事者の女性支援 (4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進 (2) 市管理職への女性登用の推進 (3) 市政への参画の促進
III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	【重点目標】 1 子育てにおける男女共同参画の推進	(1) 子育て環境の整備 (2) 子育て支援体制の整備 (3) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
	2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進	(1) 介護に関する社会的支援の充実 (2) 男性の介護知識や介護技術の普及 (3) 地域における介護支援体制の確立

(6) 成果指標

		項目	現況値※1 H30.11	前回調査値 H26.3	目標値
基本方針I	1	「男女共同参画」の具体的な内容の認知度	67.6%	73.2%	100%
	2	「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	66.1%	58.1%	90%
	3	DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	72.4%	83.0%	100%
基本方針II・III	4	家庭生活で男女の地位が平等だと思う人の割合	28.7%	29.0%	50%
	5	職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	22.9%	24.3%	50%
	6	地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	26.4%	21.3%	50%
基本方針II	7	社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	13.3%	12.1%	50%
	8	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的な内容の認知度	47.1%	36.6%	50%
	9	女性委員がいる審議会等の割合 ※2	(R7.4.1) 82.6%	(R6.4.1) 76.5%	100%
	10	審議会等における女性委員の登用割合 ※2	(R7.4.1) 24.2%	(R6.4.1) 22.8%	40%

※1. 現況値欄は、平成30年11月に実施した市民アンケート調査による数値（調査対象：市内在住の満18歳以上の市民3,000人、有効回答数1,165人（男性510人、女性635人、不明20人）、有効回答率38.8%）

※2. 審議会等の範囲：条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

2 基本計画の実施状況及び評価

第4次登米市男女共同参画基本計画においては、3つの基本方針に基づき、特に重点的に取り組むべき重点目標を定め男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。令和6年度については、行動計画に記載されている事業について担当課による評価を行いました。

○令和6年度実施状況一覧

区分	事業数	実施事業数	評価			実施なし	うちD) 実施年度外	達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画以上	B)計画どおり	C)未成果				
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	24	23	0	22	1	1	1	91.7%	8
1 男女間のあらゆる暴力の根絶	7	7	0	7	0	0	0	100.0%	9
(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	9
(2) 相談・支援体制等の充実	5	5	0	5	0	0	0	100.0%	10
2 男女平等の意識改革	8	7	0	7	0	1	1	87.5%	12
(1) 男女共同参画の意識啓発の推進	3	3	0	3	0	0	0	100.0%	12
(2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	13
(3) 調査研究・分析の推進	4	3	0	3	0	1	1	75.0%	14
3 男女平等教育の推進	9	9	0	8	1	0	0	88.9%	16
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	3	3	0	3	0	0	0	100.0%	16
(2) 多様な選択を可能にする生涯学習・啓発の充実	4	4	0	3	1	0	0	75.0%	18
(3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	20

区分	事業数	実施事業数	評価			実施なし	うちD) 実施年度外	達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画以上	B)計画どおり	C)未成果				
II 男女が共に参画するまちづくり	31	30	2	27	1	1	1	93.5%	21
1 地域における男女共同参画の推進	14	13	0	13	0	1	1	92.9%	22
(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	8	7	0	7	0	1	1	87.5%	22
(2) 防災における男女共同参画の推進	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	28
(3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	29
(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	30
(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	31
2 家庭生活における男女共同参画の推進	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	32
(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	32
(2) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	33
3 職場における男女共同参画の推進	10	10	2	7	1	0	0	90.0%	34
(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善	3	3	1	1	1	0	0	66.7%	34
(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	3	3	0	3	0	0	0	100.0%	36
(3) 農林業・自営業従事者の女性支援	3	3	1	2	0	0	0	100.0%	38
(4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	40
4 政策・方針決定過程への女性の参画	5	5	0	5	0	0	0	100.0%	41
(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	41
(2) 市管理職への女性登用の推進	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	42
(3) 市政への参画の促進	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	43

区分	事業数	実施事業数	評価			実施なし	うち D) 実施年度外	達成率 (A+B) / 事業数	頁
			A)計画以上	B)計画どおり	C)未成果				
III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	19	17	0	17	0	2	1	89.5%	44
1 子育てにおける男女共同参画の推進	15	14	0	14	0	1	1	93.3%	45
(1) 子育て環境の整備	4	4	0	4	0	0	0	100.0%	45
(2) 子育て支援体制の整備	8	7	0	7	0	1	1	87.5%	48
(3) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	3	3	0	3	0	0	0	100.0%	52
2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進	4	3	0	3	0	1	0	75.0%	53
(1) 介護に関する社会的支援の充実	2	2	0	2	0	0	0	100.0%	53
(2) 男性の介護知識や介護技術の普及	1	0	0	0	0	1	0	0.0%	54
(3) 地域における介護支援体制の確立	1	1	0	1	0	0	0	100.0%	55
総 計 (基本方針 I ~ III)	74	70	2	66	2	4	3	91.9%	

《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》

○評価の概要

基本方針 I については、23 事業の評価を行いました。実施したほとんどの事業について、計画通りの成果（B 評価）をあげ、3 つの基本目標はおおむね達成されています。

令和 6 年度は、新たな取組として担当課職員のパープルリボンの着用を通じた啓発活動を実施し、DV 被害の未然防止に向けた意識の醸成を図りました。また、例年継続して実施している学校教育や生涯学習の場を活用した取組では、男女共同参画および人権尊重の視点に立った教育を推進し、正しい知識と理解の促進に努めました。

重点目標としている「基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶」については、全事業を実施しており、個別相談対応の充実を図ることで被害者の相談しやすい環境を整え、被害の未然防止のための意識啓発と相談窓口の周知啓発に取り組みました。今後も継続した意識啓発に取り組むとともに、各関係機関との連携の強化に努めます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった
4. 実施年度ではない

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった
- D. 実施年度ではない

◆基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

D V（配偶者やパートナーからの暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題として捉えています。そのため、相談窓口の一層の周知に努めるとともに、意識啓発のため学習機会の提供を図ります。

【施策の方向性】

（1）暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①D Vについての意識向上に向けた啓発の推進 D V（ドメスティック・バイオレンス）に関するリーフレット等を市内の公共施設等へ設置するとともに、各種イベントでの配布をすることにより、D Vについての意識向上を図ります。	1	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市ホームページ等での周知のほか、担当課職員が女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用を行った。また、二十歳の集い出席者及びデートD V防止対策講習会実施校へのリーフレット配布を行った。	B	講習会の実施等を通じて、若年層に向けたD V意識のさらなる広がりを図った。	D Vは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発として、引き続き市ホームページへ相談窓口等を掲載するとともに、リーフレットの配布や講習会の開催に努めていく。	市民生活課
②デートD V講習会の実施 若い世代における恋人間での暴力（デートD V）の防止に向けた知識の習得を図ります。	1	暴力の根絶に向けた学習機会として、市内高校を対象にデートD V防止対策講習会を実施した。 ・デートD V防止対策講習会 対象者：市内高校生 開催日：令和6年11月7日（木） 開催校：宮城県登米総合産業高等学校 参加者数：136人	B	こども家庭センターの職員を講師として、デートD VやD Vに関わる犯罪の内容等について学習する機会を設け、知識の習得を図るとともに、相談窓口についても情報提供を行い、若い世代からの暴力の根絶に努めた。	各高校に対し次年度の開催についての日程の確保と調整を依頼し、継続した講習会の実施に向け、今後も働きかけを行い、男女間におけるあらゆる暴力の被害者及び加害者にならないための学習機会の継続を図っていく。	市民生活課

(2) 相談・支援体制等の充実

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①相談窓口の周知徹底 被害者相談窓口や電話相談に関するリーフレットを市内の公共施設・医療機関等へ設置するとともに、広報等を活用した相談窓口の周知徹底を図ります。	1	D V 等の被害者を対象にした電話相談や面談、心のケア講座等に関するポスター やチラシ、リーフレットを、市内の公共施設等に設置したほか、市公式 LINE 等も活用して D V の相談窓口を周知した。	B	被害者及び被害者の周囲にいる方々に対して、相談窓口の認識の広がりに努めた。	市ホームページや広報紙、ポスター等の活用だけでなく、若年層への講習会等を通じた相談窓口の周知を図るなど、今後とも被害者に対し、周りの人からも情報提供ができる環境づくりに取り組んでいく。	市民生活課
②専門家による被害者相談会の紹介及び同行支援の実施 宮城県がN P O法人ハーティ仙台に委託実施している相談「女性のための面接相談」を必要に応じて紹介します。また被害者のメンタル面を考慮し、状況に応じて面接への同行支援も実施します。 【11回/年】	1	D V 被害者に対し、「女性のための面接相談」について情報提供した。(県登米合同庁舎にて年11回開催。1回当たり4枠。個別相談。)	B	「女性のための面接相談」は、D V に悩む女性が、市内にて対面で専門家から具体的な助言を得られる機会となっている。相談者のニーズに合わせて情報提供し、利用につなげることができた。	D V 被害者が安心して相談でき、気付きを得て今後の生き方を選択していくよう、相談会に関する情報提供を行うとともに、希望があれば同行支援も行う。	子育て支援課
③保護命令申し出等に係る関係機関への同行支援 被害者の安全確保を優先し一時保護、保護命令手続き等の支援を実施します。	1	・一時保護施設への移送：2件 ・保護命令手続きの同行：0件 ・D V についての証明書発行：0件	B	D V 被害者に対し、緊急一時保護や保護命令等について情報提供したほか、関係機関への連絡調整や証明書発行等の支援を行った。	D V 被害者の安全確保を優先しながら、一時保護時の移送や保護命令手続きの同行のほかにも、本人の状況やニーズに合わせて支援を行う。	子育て支援課

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
④一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設への入所支援 自立に向けての検討時期には関係機関と連携し新たな生活展開に向けての支援を実施します。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設入所：2件 ・母子生活支援施設入所：1件 (うち、新規入所 1件 退所 0件) 	B	<p>D V被害者に対し、退所後の生活場所の選定や、医療面・経済面等本人の抱える様々な課題解決に向けた相談、同伴児の学習環境の確保等を支援した。</p> <p>また、D V被害者の状況に応じて施設や他の自治体、生活保護担当課、児童福祉事業所等と連携して支援を行った。</p>	D V被害者と同伴児に対し、個別の事情や本人の意向を確認しながら、安全安心な生活場所の確保と早期自立を支援する。	子育て支援課
⑤家庭児童相談員の設置 配偶者等から暴力を受けている被害者の子どもに対する支援を行います。 【設置人員2人】	1	配偶者等からの暴力を受けている被害者の子ども：42件 (延べ対応件数：1,012件)	B	D V被害者からの直接の相談に加え、警察署や児童相談所からのケース照会も多かった。家庭基盤の不安定さや子どもの面前でのD Vは、子どもの精神面への影響が大きく、相談内容もD V、経済的困窮、就労関連など多岐に渡ることから、D V被害者と子どもを取り巻く多様な関係機関と連携して対応することができた。	引き続き家庭児童相談員を設置（設置人員2人）し、関係機関と連携して包括的な支援を実施する。	子育て支援課

◆基本目標 2 男女平等の意識改革

慣習やしきたりによる「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識に基づく行動を変えることは容易ではありません。そのため、男女共同参画社会の意義について理解を深め、行動変容に繋げることができるような意識啓発の推進を図ります。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①広報やホームページを活用した意識啓発の推進 あらゆる世代の人々が男女共同参画の必要性について共感できるよう、身近な男女共同参画に関する情報の発信を行い、意識の高揚を図ります。	1	<p>男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動について、広報紙や市ホームページを活用し啓発を行った。</p> <p>また、市民アンケートを実施するとともに男女共同参画の施策について報告書を市ホームページに掲載し、推進状況を周知した。</p>	B	<p>令和6年度に実施した「登米市男女共同参画に関する市民アンケート」の結果では、男女共同参画社会の具体的な内容の認知度は72.7%となり、前回調査と比較して5.1ポイント增加了。</p> <p>府内における取組だけでなく、継続した情報発信・啓発活動を行うことで、男女共同参画に関する市民意識の向上が図られている。</p>	今後も市内外においての男女共同参画に関する各種事業のお知らせや、男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間などに合わせ、広報紙や市ホームページを活用し、市民意識の高揚を図っていく。	市民生活課
②登米人権擁護委員協議会と連携した啓発活動の実施 中学生に対して人権啓発リーフレットを配布するなど啓発事業を実施することにより、人権尊重の意識高揚を図ります。	1	<p>市内中学校に人権啓発クリアファイルを配布したほか、登米人権擁護委員協議会との共催による各種啓発事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBTQ+研修会 開催日：令和6年11月8日、 12月6日 開催校：南方中学校、東和中学校、 津山中学校 ・デートDV防止対策講習会 開催日：令和6年11月7日 開催校：登米総合産業高等学校 	B	人権啓発事業の実施とともに、「子どもの人権110番」に関する相談窓口を周知し、人権に対する関心理解の高まりに努めた。	登米人権擁護委員協議会との連携、市内学校の協力により、将来を担う子どもたちへの継続的な人権教育を行っていくことで、人権尊重のまちづくりを図っていく。	市民生活課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
③人権の花運動の実施 花の苗などを児童が協力しながら育成することを通して、協力や感謝することの大切さを培うための教育を推進します。	1	実施対象校の児童と人権擁護委員合同で花苗の植栽活動を実施した。 実施日：令和6年5月8日、10日 実施校：新田小学校、浅水小学校、中津山小学校、西郷小学校、津山小学校	B	人権の花運動による花を慈しみ育てる経験を通して、「思いやりの心」や「命の大切さ」を学び、人権擁護への関心理解の育成に努めた。	引き続き人権擁護委員と連携し、人権の花運動による協力、思いやりの大切さを育んでいく。	市民生活課

(2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①男女共同参画に関する情報の収集と提供 国内外の動きや他自治体等の取り組みについて情報を収集し、ホームページや広報を活用して提供を図ります。	1	国や県が主催する講演会やセミナー等に参加し、男女共同参画に関する情報収集を行った。 ・宮城県男女共同参画推進DAY 開催日：令和7年1月14日（火） ・女性活躍推進セミナー 開催日：令和7年2月5日（水）	B	講演会等の参加によって、先進的な好事例や研究成果、常に変化する社会課題について情報収集が図られ本市における課題の見直しにつながった。 情報収集結果については、事業の計画にあたり、方向性の決定や講師選定に活用し、各種事業を通して市民に対する情報提供を図った。	引き続き各種講座や説明会等に積極的に参加し、先進的な好事例等について情報収集を行い、市民への情報提供を図っていく。 また、国の政策や他自治体の取組等についても情報を収集し、市民への情報提供とともに今後実施する事業計画に活かしていく。	市民生活課

(3) 調査研究・分析の推進

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①各種施策に関する市民アンケート等の実施 子育てや介護、男女共同参画など、各種取組についての現状及び課題を把握するため、市民アンケート及び登米市の教育通信簿による調査を行い、施策に反映させます。	1	令和7年度から令和11年度までを計画期間とした「第三期登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、ニーズ調査を実施した。	B	ニーズ調査結果から現状と課題を整理し、「第三期登米市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、事業量の推計や目標量の設定などの基礎資料となつた。	次期計画の策定は令和11年度を予定しており、子育てニーズの把握や分析を行うため、必要に応じてニーズ調査を実施する。	子育て支援課
		・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、第10期介護保険事業計画の基礎資料とするため令和7年度に実施予定のため、令和6年度は実施しなかった。	D		調査結果を基に、地域の抱える課題を特定しながら、在宅生活の継続や就労継続に有効なサービスのあり方を検討し、第10期介護保険事業計画を策定する。	長寿介護課
		・介護保険事業所入所希望者待機調査 登米市内の介護保険事業所入所希望者の待機状況を把握し、高齢者施策に反映させるための基礎資料とした。	B	施設における特養申込者の有無、入所申込者状況等の把握を行った。	調査結果を分析し、今後の高齢者施策に反映させるための基礎資料とする。	長寿介護課

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①各種施策に関する市民アンケート等の実施		令和8年度からの「第5次登米市男女共同参画基本計画」の基礎資料とすることや、各種施策に反映させるため、登米市男女共同参画に関する市民アンケートを令和6年9月に実施した。		市民アンケート結果からは男女共同参画の市民意識の向上が図られているものの、男女の意識の差の広がりが見られ、「第5次登米市男女共同参画基本計画」の策定、目標値設定、各種施策に反映させる現状、課題、方向性の把握につながった。	市民アンケート結果を踏まえながら、国や県の動向を勘案し、男女共同参画社会の実現に向けて、より実効性のある計画の策定、施策の展開に努める。	市民生活課
子育てや介護、男女共同参画など、各種取組についての現状及び課題を把握するため、市民アンケート及び登米市の教育通信簿による調査を行い、施策に反映させます。	1		B			

◆基本目標 3 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識を持つことが必要です。新たに性別にとらわれない多様な生き方を尊重する教育を施策に加え、人権尊重の視点に立った性に関する正しい教育とともに意識啓発の推進を図ります。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①キャリアセミナーの実施 児童生徒が、「男らしさ」「女らしさ」による固定的な考え方方にとらわれずに、適性や能力に応じた進路を選択する力を培う教育を推進します。 【全中学校/年】	1	キャリアセミナーを全中学校（10校）で実施した。	B	地域における、多様な職種の講師（40職種・81名）との出会い・話し合いを通じて、生徒が卒業後の進路及び就職について、将来への希望を深め自己実現するための意識を養うことができた。	これまでの取組を継続させていく。また、地域との連携をさらに強化し、生徒自身が活動の質の向上を図っていく。	学校教育課
②人権教育の推進 人権尊重を基本とした男女平等教育の推進を図ります。	1	・道徳の価値項目の中での指導を行った。（年2～3回） ・学級活動や総合的な学習の時間を利用しながら実施した。	B	道徳教育等の実践により少しずつ児童・生徒の心を育てる取組が見られた。 自主的に考えて発表する主体的な態度の育成や、道徳の時数確保が求められる。	道徳の教科をとおして、人権教育や体験活動において、いじめ問題等への対応も含め、児童・生徒の心を育てる取組を推進していく。	

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
③一日入学(園)や学校行事を活用した説明会の実施及び情報提供 一日入学等の多くの保護者が集まる機会や学校だより等における情報提供により、家庭生活における男女共同参画への理解と意識啓発を行います。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・書面開催も含め市内幼稚園全園(5園)及び市内小学校全校(21校)で実施した。 ・中学校において、「いのちの教室」を実施した。 	B	<p>男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の場となるよう、例年どおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携をさらに強化する側面からも、内容等の検討を含め取組を継続していく。 ・「いのちの教室」等の学校行事を通して意識啓発をしていく。 	

(2) 多様な選択を可能にする生涯学習・啓発の充実

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①地域スポーツ活動の推進を図る総合型地域スポーツクラブへの支援 生涯スポーツにおける市民の健康支援のため、性別や年齢による運動習慣やニーズの違いを踏まえ、あらゆる年代の参加を促進する総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツ活動を行う習慣づくりを推進します。	1	子どもからシニア世代まで、幅広い世代を対象とした、各種スポーツ教室やサークル活動を実施。 参加者数 57,108人	B	幅広い年代の参加を推進しながら、市民の健康維持とスポーツ活動を行う習慣づくりに努めた。高齢化などによる会員数の減少が見られるが、参加者からの意見を取り入れ、開催時間を工夫するなどして、実績として昨年比で約5%の増加となった。	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と意見交換を行なながら、幅広い世代を対象とした事業だけではなく、男女や世代別などターゲットを絞った活動も含め、多くの市民にスポーツ機会の提供が図られるよう、継続して各クラブの活動を支援していく。	生涯学習課
②長生大学、先人大学等の実施 男女が心身ともに健康で、明るく生きがいのある社会を構築するため、性差なく取組む高齢者スポーツの体験を通した健康増進や、互いを労わりあう意識の醸成を促す講座を開催します。	1	社会教育（公民館）事業の世代別事業で、各種講座等高齢者を対象とした事業を、指定管理施設である公民館・ふれあいセンターで実施している。 また、高齢者のスポーツ推進及び健康の維持・増進、生涯スポーツの普及を図るために、各種スポーツ大会も併せて実施した。	B	高齢者を対象にした事業は、参加者数多く、事業の実施要望も多いことから、各公民館・ふれあいセンターの主要事業の一つとなっている。 そのうち健康づくりを目的とした講座は、健康の維持・増進に留まらず生きがいづくりにもつながっているが、参加者が固定化しつつある講座があることから、新規の参加者数を増加させる取組や市民ニーズに沿った内容となるよう、見直しも必要である。	各公民館・ふれあいセンターにおいて、高齢者を対象とした事業を継続して実施する。 その中で、新たな参加者の増加を図るため、文化系事業など幅を広げた講座の開催について検討を促す。	生涯学習課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
③親子交流型講座の実施 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。	1	南方町域の幼稚園、保育所等に対し、幼児、保護者を対象とした「子育て講座」の開催募集を行った。	C	応募がなかったため、成果はなかった。	社会環境、家庭環境が変化している中で、子育てや家庭教育の大切さを実感していただける育児支援を行っていく。	生涯学習課 (南方教育事務所)
④中学生の子育て理解講座 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。	1	南方中学校の生徒を対象に、「明日の親となる中学生の子育て理解講座」を実施した。 開催日：令和6年11月20日 参加者：南方中学校3年生 80人 講 話：「性と生について知ろう！ 考えよう！」 「食といのち」 「いのちとこころ～ SOSの出し方～」 体 験：「赤ちゃん抱っこ体験」 「妊婦スツ体験」	B	講座を通して、命の尊さ・家族・子育ての大切さを実感することができた。	命の尊さ・家族・子育て等の大切さを中学生に伝えていくため継続して実施していく。	生涯学習課 (南方教育事務所)

(3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①いのちの教室の実施 いのちの重要性とともに、自分が必要とされているという心を育てるための研修会を実施します。	1	性といのち・こころ・食の大切さを中心に中学校や高校と連携して実施し、助産師、保健師、栄養士が従事した。 開催校：市内 13 校 (高校 3 校・中学校 10 校) 参加生徒：高校：405 人 中学校：507 人 計 912 人	B	今年度は、佐沼高校 2 年生に家庭科の授業の一環でグループ毎に赤ちゃんのオムツ交換や妊婦体験を実施した。全体的にいのちの誕生や生命のつながりを知ることで、「いのちの大切さ」や「自分も相手も大事」ということを考える機会となった。また、悩んでいるときには、大人に SOS を出していいことを伝え、スマホでのメンタルヘルスチェックや相談場所がわかるサイト「こころの体温計」を紹介した。事後のアンケートでは、自己肯定感が約 1 割以上高くなかった。 中学校は市内 10 校全校実施できた。 高校は 3 校実施し、飛鳥未来高校は県の保健師が実施しているので市内全校実施できている。	沐浴の実施などの体験学習を増やし、デート DV 等寸劇を交えながらより具体的に伝える。	子育て支援課
②道徳教育や保健教育、学級活動の推進 思春期にある生徒に対して、保健教育、道徳、学級活動等を通じて心身の発育・発達や変化など、人間の性の成熟について理解を深め、互いに相手を理解し、尊重する心情や態度を育てます。	1	・道徳の価値項目の中での指導を行った。(年 2 ~ 3 回) ・学級活動での実践をとおして理解を深めた。 ・保健体育の授業において指導を行った。	B	互いに相手を理解し、尊重する心など、各教科及び領域のねらいは達成できた。	年間指導計画に基づいて確実に実施していくとともに、横断的な指導を行っていく。	学校教育課

《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》

○評価の概要

基本方針Ⅱについては、30事業の評価を行いました。実施した多くの事業について、計画以上（A評価）または計画通りの成果（B評価）をあげ、4つの基本目標はおおむね達成されているものの、前年度と比較して達成率は下がっています。

重点目標としている「基本目標1 地域における男女共同参画の推進」については、一部の事業が実施年度外に該当したことから評価対象外となり、達成率が下がっています。今後も多様な主体が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進や、市民活動団体等の育成・支援などを通じて地域活動の場における意識の浸透を図ります。

また、「基本目標3 職場における男女共同参画の推進」については、就労形態の多様化に対応した延長保育事業の実施や女性の就業機会の確保に取り組みました。達成率は前年度同様となっているものの、計画以上の成果（A評価）をあげた事業が増えています。男女ともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれるよう、ニーズに応じた保育事業の実施、各種ハラスメントの防止啓発などの環境整備に努めます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった
4. 実施年度ではない

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった
- D. 実施年度ではない

◆基本目標 1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

多くの地域において少子高齢化が進行し、それに伴う急速な人口減少という厳しい現実に、地域活動の担い手不足等、地域を維持していくための課題を多く抱えているところです。そこで、地域を維持していくために男女が共に活動に参画することの必要性や重要性について意識啓発を図るとともに、先進地の取組等についても情報提供の推進を図ります。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①性別や世代を問わ ず参画できる地域づ くり事業の実施 市内 21 コミュニティ組織の役職員を対象とした研修会や連絡調整会議等を通して意識啓発に取組、住民が満足できる地域づくり事業の推進を図ります。	1	市内 21 コミュニティ組織の事務職員及び集落支援員を対象とした地域づくりミーティングを開催し、コミュニケーション組織職員としての意識啓発と、地域づくり事業の事例紹介等により組織間の情報共有を図った。 ・第1回 令和6年5月9日（木） 参加者 32人 ・第2回 令和6年7月10日（水） 参加者 27人 ・第3回 令和6年9月19日（木） 参加者 24人 ・第4回 令和6年11月14日（木） 参加者 24人 ・第5回 令和7年1月30日（木） 参加者 32人 ・第6回 令和7年3月13日（木） 参加者 27人	B	地域づくりミーティングでは、今後のコミュニケーションの情報発信に活かせるよう写真家の武川健太氏を講師に迎え「情報発信スキルアップ講座」を開催した。 また、登米市メンタルサポート事業「こころの元気相談室」を担当している（一社）メンタルパピロテージジャパン オフィス ロゴス代表の吉田香里氏を講師に迎え、メンタルヘルス講座を開催した。 メンタルヘルスやストレスを正しく理解し、周囲と円滑なコミュニケーションを図るためのポイントを学び、性別や世代を問わず参画できる地域づくり事業の先導役としての意識啓発が図られた。 ハラスメント防止研修では、住民が満足できる地域づくり事業の運営者として、ハラスメン	性別や世代を問わず参画できる地域づくり事業の提案・実施に向けて、役員を含む各コミュニケーション組織職員のスキルアップを図る。	市民協働課

	<p>市内 21 コミュニティ組織の役員等を対象に、ハラスメント防止研修及びハラスメント相談窓口の外部委託に関する説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ハラスメント防止研修 令和 7 年 3 月 7 日（金） 参加者 75 人・ハラスメント相談窓口外部委託説明会 令和 7 年 3 月 21 日（金） 参加者 18 人		<p>トを発生させない、許さない職場づくりに関する知識や理解を深めることができた。また、事業所として必要なハラスメント相談窓口の設置について説明会を行い、外部委託に関し各コミュニティ組織事務局長の総意を得ることができた。</p>	
--	--	--	--	--

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
②知的障害者社会参加促進事業の実施 障がいの有無にかかわらず、ともに参加できるイベント等の開催により、障がい者の社会参加を促進し、地域社会の一員として相互交流を促進します。	1	登米市手をつなぐ育成会と事業委託契約を締結し、研修会やレクリエーション事業を行った。 参加者数：92人	B	障がい者が、社会参加を通じて生活の質的向上と相互交流を深めることができた。	障がい者の社会参加を促進するため、継続した支援を実施していく。	生活福祉課
③手話通訳相談員の設置・派遣 手話通訳相談員の派遣により、障がい者の社会参加を促進します。 【設置人員1人】	1	手話通訳相談員1人を配置し、聴覚障がい者等の相談業務や意思伝達の仲介を行った。 (手話通訳相談員の派遣等による相談受付数：2人)	B	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化により、社会参加を促進することができた。	聴覚障がい者等の社会参加を促進するため、手話通訳相談員の設置・派遣を継続して実施していく。	生活福祉課

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
④公園・道路等のバリアフリー化の推進 高齢者や障がい者、妊婦や子ども連れの方など、全ての男女が安全に地域活動に参画できるよう環境の整備を図ります。	4		D		公園施設の新設の際には、バリアフリー化基準に沿ったものとする。	住宅都市整備課
	1	令和6年度に道路整備事業で実施した路線のうち、歩道設置（バリアフリー化）を計画している路線については、すべて歩道と車道との段差がないフラット型を実施あるいは整備中である。	B	歩道設置路線については、すべて計画どおりフラット方式で設置することができた。 歩道を設置しない路線については、隣接用地との段差を十分考慮した設計に心掛け、路線設計に取り組んだ。	今後も新規計画路線について、歩道の設置を計画する場合、公園などの公共施設からの道路乗入について、バリアフリーを念頭に置いたフラット型での設計検討を基本にしながら、車両交通量及び歩行者数を加味し、車道面から見た歩道の明確性の確保、車道面より高い位置を通行することによる歩行者の安心感の向上を図るため、セミフラット形式も取り入れながら進めていく。	道路課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
⑤健康教育の推進事業の実施 <p>男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育 各総合支所等において、地域のニーズに即した健康教育を開催。 実施回数：208回 延べ参加者数：4,763人 ・健康づくりネットワーク研修 健康課題、健康情報を周知し情報共有を図った。 ・重症化予防事業対象者に医療機関受診勧奨を行うとともに、受診状況未確認者へ電話・訪問等で指導を行った。 生活習慣病重症化予防事業（血圧） 該当者 45人 医療機関受診 22人（48.9%） 生活習慣病重症化予防事業（糖尿病性腎症） 該当者 112人 医療機関受診者 70人（62.5%） うち、かかりつけ医と連携した、保健指導実施者 7人(6.3%) 生活習慣病重症化予防事業（糖尿病） 該当者 91人 医療機関受診者 61人（67.0%） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育 前年度よりも実施回数及び参加者数が共に増加し、対象者や地域の特性を考慮した内容で実施できた。参加した人から地域の人に情報を広げてもらうよう工夫をした。 ・健康づくりネットワーク研修 健康づくり・介護予防に関する情報や技術を持った方々を掲載した出前講座メニューの一覧を作成し、ホームページに公開する等、地域への広がりを図った。 ・生活習慣病重症化予防事業（血圧） 高血圧の有所見者を対象に、医療機関の受診勧奨及び支援を行った。 ・生活習慣病重症化予防事業（糖尿病性腎症） HbA1c、血圧、腎機能の有所見者を対象に医療機関の受診勧奨及び保健指導を行った。 かかりつけ医と連携した保健指導の実施率は前年度より増加したもののが依然として低く、今後効果的・効率的に実施していくための検討が必要。 ・生活習慣病重症化予防事業（糖尿病） HbA1c の有所見者を対象に医療機関の受診勧奨及び支援を行った。市広報誌で糖尿病の知識の周知、啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育 地域のニーズに即した健康教育を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図る。 ・健康づくりネットワーク研修関係機関と連携して、協力いただく講師を増やしていくとともに、出前講座や健康情報が地域に広がるよう啓発していく。 ・生活習慣病重症化予防事業（血圧、糖尿病、糖尿病性腎症） 特定健診の結果、血圧及び血糖、腎機能のハイリスク者に対して生活習慣の改善を促すとともに医療機関への受診勧奨及び保健指導を行う。 	健康推進課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
⑥食生活改善推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。	1	食生活改善推進員による研修を踏まえ食生活習慣の啓発・普及を図るため実施。 地区講習会 29回 470人 育成講習会 27回 328人 委託事業等 7回 457人	B	昨年度より育成研修会に参加する人が増加し、地区伝達講習会の回数も増加した。積極的に活動する人が増え、子どもから高齢者までの幅広い年齢層への働きかけを行った。	引き続き、活動を継続することでよい食生活の啓発・普及を図っていく。	健康推進課
⑦健康ウォーキング推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。	1	日常的に運動する人の増加を目的にイオンタウン佐沼を会場に「タウンウォーキング」を実施。 開催：10回 参加人数：延べ 275人	B	「タウンウォーキング」を計画どおり実施することができた。継続的に参加する方も多く、日常的に運動する人の増加につながった。	健康寿命の延伸には市民の行動変容が必要であることから、そのきっかけ作りとして引き続き各種団体との協働によるウォーキング事業を実施する。	健康推進課

(2) 防災における男女共同参画の推進

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①女性防災指導員の育成 災害時の自主防災組織の活動において、女性の視点を反映させるため、地域防災のリーダーとなる女性防災指導員を育成します。	1	令和6年度の防災指導員養成講習は28人が受講し、うち市内の女性3人が新たに宮城県防災指導員に認定された。	B	令和元年度より、婦人防火クラブにも防災指導員養成講習の案内を送付。新規の女性防災指導員の認定の増加につながっている。 令和元年度 6人 令和2年度 12人 令和3年度 12人 令和4年度 4人 令和5年度 7人 令和6年度 3人	令和元年度からの取組が新規の女性防災指導員の育成につながっていることから、当該取組を継続し、女性防災指導員の育成を通して災害時における多様なニーズを把握し防災対策に生かしていく。	防災危機対策室

(3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
① 女性セミナー（定員30人/年） コミュニケーションや自治会など様々な活動の場へ、多様な年代の参画を促進し、男女双方の視点を活かした地域づくりを推進します。	1	<p>指定管理している各公民館・ふれあいセンターにおいて、地域のリーダーとして活躍できる女性を育成することを目的とした「女性セミナー」を実施した。</p> <p>このほか女性対象とした講座（女性講座）を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館 87回開催 延べ 1,709人参加 ・ふれあいセンター 64回開催 延べ 804人参加 	B	<p>各公民館・ふれあいセンターにおいて、社会教育事業の一つである女性を対象としたセミナー（講座）が開催されている。開催回数については前年度水準だが、参加者数は前年度より180人増加した。</p>	<p>地域コミュニティ等の場において、活躍する女性リーダーの育成を目指す本事業の継続を促す。</p> <p>また、孤立した子育てが問題視されている中、若い世代が子育てしやすい環境づくりを支援する事業を開催するとともに、事業を通して社会とのつながりを持ち、女性たちのコミュニティへの参画を促進する。</p>	生涯学習課
② 男女共同参画による地域づくり組織運営の推進 性別や世代を超えた幅広い住民の参画による地域づくりが実践されるよう市内21コミュニティ組織に対し、巡回訪問を通して指導及び助言に努めます。	1	<p>市内21コミュニティ組織を対象に、職員2人体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度訪問回数 119回 	B	<p>相談会及び訪問時の聞き取りにより、現年度及び次年度に予定する事業についてコミュニティ組織が抱える課題や疑問に対し、適宜指導及び助言を行ったほか、必要に応じて関係部局へ内容を引継ぎ、多世代が意欲的に参画できる地域づくり事業の推進を支援した。</p>	<p>コミュニティ組織への相談・支援体制を充実させ、地域づくりを先導する人材の育成を図る。</p>	市民協働課

(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①市民活動に関する相談・支援体制の充実 とめ市民活動プラザを中心に、市民活動に関する相談や支援の充実、団体間の交流の場の提供などを通して、女性団体をはじめとする市民活動団体の活発な運営が図られるよう取り組みます。	1	市民活動に対する相談会等は、とめ市民活動プラザの指定管理業務の中で実施している。 • 窓口相談（随時） 相談件数5件 • 市民向け講座 年1回、参加人数5名	B	市民向け講座は、助成金を申請する際のポイントや助成事業の紹介をテーマに実施した。 随時対応の窓口相談については、任意団体の立ち上げに関する相談が複数件あり、今後も継続した対応が必要である。	市民活動に関する相談・支援体制を充実させ、女性団体をはじめとする市民活動団体創設のきっかけづくりとなるよう継続して実施していく。	市民協働課

(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①国際交流協会への支援 在住外国人の本人及び家族間におけるコミュニケーションや文化的背景の違いなどによる問題について支援を図るとともに、国籍に関わらず互いの文化について理解を深める機会を提供します。	1	海外青少年受入事業では、令和6年6月1日から6月7日にかけて、海外姉妹都市であるアメリカ・サウスレイク市から訪問団8名（生徒6名、随行2名）の受入を行った。 青少年海外派遣事業では、令和6年10月22日から10月29日にかけて、同じく海外姉妹都市であるカナダ・ヴァーノン市に生徒8名、随行2名を派遣した。	B	受入・派遣事業をとおして、姉妹都市間交流を深めることができた。 今後も継続して事業が進められるよう、派遣団員の事前指導に携わる人材の育成や国際スキルの高い人材の確保が必要である。	市の国際交流推進の中核である登米市国際交流協会に補助金を交付し、市民の国際交流事業参加機会を充実させ、登米市在住外国人と市民が互いの文化的な違い等を認め合い、地域で生活する一員として共に生きる多文化共生を推進することが必要である。 また、市国際交流協会へ登米市国際化推進事業として事業委託し、協会が持つ人脈やノウハウを活かしながら、事業の充実を図っていく。	市民協働課
②相談体制の充実 (英語・中国語・韓国語) 在住外国人が安心して暮らせるよう、相談窓口の多言語化を図り、相談しやすい体制づくりに取り組みます。	1	市内に居住する外国人の日常生活等における悩みの相談窓口を設置している。 業務は、登米市国際交流協会に委託して実施しており、電話予約ののち、対面による相談対応を行う。 ・実施時間： 【月曜日から木曜日】午前9時から午後4時 【金曜日】午前9時から午後9時 ・令和6年度実績4件	B	市内在住外国人等への生活支援として、外国人相談窓口を設置し、4件の相談に対応した。 令和6年度は、相談員4人（英語3人、中国語・韓国語1人）で対応した。	市内在住外国人は増加傾向にあり、今後も言語の障壁や文化の違いによる問題の解決に向けて、市国際交流協会等関係団体との連携強化が必要である。	市民協働課

◆基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担意識や社会に根付いている性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行から、家庭においての家事や育児、介護等が女性の仕事とされる意識の中で、女性にかかる負担が大きくなっています。こうした状況から、男女がともに家事及び育児、介護等を支え合い、家庭生活と社会活動の両立を図れるよう、性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた取組を推進します。

【施策の方向性】

(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善

具体的な取組	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
概要						
①性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた意識の醸成 世代や性別に関係なく、家族が互いに支え合い、協力し合いながら家事等についてそれぞれの責任を担うよう、ホームページ等を活用した啓発を行います。	1	男女共同参画週間にあわせ、市ホームページや広報紙での啓発を行ったほか、市内企業及び市職員を対象に実施したワーク・ライフ・バランスセミナーでは、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」をテーマに取り上げ、性別による固定的な役割分担意識の解消に取り組んだ。	B	世代や性別に関係なく、職場・家庭等様々な場面において、それぞれの責任を担うことの必要性について意識啓発を図ることができた。 ワーク・ライフ・バランスセミナーにおいてはグループによるワークショップを取り入れ、異なる背景や立場を持つ人の多様性理解を促進することができた。	今後も、男女共同参画週間や各種事業等の様々な機会を捉え、広報やセミナーの開催を通じて、あらゆる世代に向けた意識啓発を行っていく。	市民生活課

(2) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①男の料理（家事）教室の実施 「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な役割分担意識解消に向けた取組を推進します。	1	社会教育事業として、指定管理している各公民館・ふれあいセンターにおいて、男性のための教養講座として開催した。 • 登米公民館 1回開催 18人参加 • 吉田公民館 4回開催 延べ44人参加	B	各公民館・ふれあいセンターの社会教育事業のひとつとして、男性を対象に料理講座を実施した。 調理を学ぶことで、性別に関わらない家庭での役割のあり方について再認識するきっかけづくりとなっている。	新たな参加者には、趣味として楽しみながら体験できるよう事業内容を工夫する。 また、継続した参加者は、実際に家庭で料理を提供することにより、家事参画の理解と促進につなげる。	生涯学習課

◆基本目標 3 職場における男女共同参画の推進

固定的な役割分担意識に加え、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働環境が、女性が職場において活躍する場が少ないとことの要因のひとつと考えられています。このことから、自分の能力を発揮して働きたい女性が活躍でき、男性も女性も個々の事情や仕事の内容に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を推進します。

【施策の方向性】

(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①女性の職業生活における活躍の推進に関する啓発の推進 ワーク・ライフ・バランス企業セミナーの際に、啓発資料を配布し周知徹底に努めます。	1	ワーク・ライフ・バランスセミナーに際し、男女の賃金格差の解消や女性の管理職登用を推進する「女性活躍推進法」に関する資料を配布した。	B	「女性のチカラを活かす企業認証制度」に関する情報も併せて提供することで、企業における女性活躍の推進に対する取組への意識醸成が図られた。	企業向けセミナー等の機会を捉え、女性の職業生活における活躍の推進に関する啓発に努めていく。	市民生活課
②障がい者の就労移行支援事業の実施 障がい者が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう、就業支援を行います。 【（利用者数）令和元年度実績 24人⇒令和7年度までの目標 28人】	1	福祉事務所生活福祉課障がい福祉係や各総合支所窓口のほか、障害者就業・生活支援センター「ゆい」等と連携し、障がい者の就労に関する個別相談や就労支援を行った。 利用者数：42人	A	就労系の障がい福祉サービスの利用を通じて就労支援を行っているが、就職先となる企業や事業所等に対して、助成制度の周知や障がい者への理解促進を図る必要がある。	企業や事業所等の障がい者へ対する理解を深めるため、関係機関と連携し、啓発活動や研修会等を開催し、障がい者の就労を支援していく。	生活福祉課

具体的な取組	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
概要						
③高年齢者就業機会確保事業の実施 <p>高齢期の女性の貧困対策と、年齢にとらわれず働く意欲のある方が生き生きとした生活を送るため、就業支援を行います。 (シルバー人材センター登録会員数) 令和元年度実績 849 人 ⇒ 令和7年度までの目標 940 人</p>	1	<p>(公社) 登米市シルバー人材センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員数 <u>842</u> 人 (令和5年度: <u>854</u> 人) 男性 <u>595</u> 人 (令和5年度: <u>605</u> 人) 女性 <u>247</u> 人 (令和5年度: <u>249</u> 人) 会員の就業状況 性別 会員数・就業実人員・就業率 <u>男性 595 人</u> • <u>455 人</u> • <u>76.4%</u> <u>女性 247 人</u> • <u>219 人</u> • <u>88.6%</u> 	C	<p>女性会員の就業率は男性会員より高いものの、会員数は男性会員 70.7%、女性会員 29.3%であり、男性会員に比べ女性会員が少ない状況になっている。昨年度末に比べ、全体の会員数は微減している。</p>	<p>会員数が減少とともに、会員平均年齢も高くなっていることから、シルバー人材センターと情報共有を行い、会員募集のお知らせを市広報紙に掲載するなど、会員増加に向けた支援を行う。</p>	地域ビジネス支援課

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①延長保育事業の実施 保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるよう延長保育事業の実施によって支援します。	1	通常保育時間の前後において、保育ニーズに対応した延長保育事業を実施した。 ・認定こども園：9施設 ・私立保育所：6施設 ・小規模保育事業所等：7施設	B	就労形態の多様化に伴う、保育時間の延長ニーズに応えるものであり、子育て環境の充実はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進にもつながっている。 延長保育料については、無料としているが、費用負担の公平性から徴収について検討する必要がある。	今後も保護者の就労形態の多様化が進むことが考えられ、そのニーズに応じた保育を行うために今後も延長保育事業を継続して実施する。また、延長保育事業を実施する事業所に対し引き続き補助金を交付し、支援を図る。	子育て支援課
②事業主に対する各種支援制度の情報提供 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。	1	ワーク・ライフ・バランス企業セミナーに際し女性活躍推進法に関する資料を配布し支援制度を周知した。	B	女性活躍推進法に関する情報提供と合わせ支援制度についての周知が図られた。	支援制度に関する情報提供を継続し、社会的・構造的な差別の解消と、実質的な機会の均等に取り組む「ポジティブアクション」を推進していく。	市民生活課

具体的な取組	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
概要						
③市内企業を対象とした研修会等の実施 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。	1	男女が共に尊重され、やりがいを持って働くことのできる環境づくりに向けて、市内企業や市職員を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを実施した。 演題「性別によらないキャリアの柔軟性を広げよう～アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)とオールドボーイズネットワークの視点からみたワーク・ライフ・バランスの必要性について、参加者全体の理解が深められた。 なお、近年企業関係者の参加が少ないとから、周知や開催方法を見直しを図っていきたい。 講師：社会保険労務士 須田直樹氏 開催日：令和7年2月25日（火） 参加者：28名	B	アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)及びオールドボーイズネットワークの視点からみたワーク・ライフ・バランスの必要性について、参加者全体の理解が深められた。 なお、近年企業関係者の参加が少ないとから、周知や開催方法を見直しを図っていきたい。	引き続きワーク・ライフ・バランスの推進について理解を深めるため、内容、具体的手法を学ぶ研修会を実施していく。 また、市内企業等へセミナー参加の働きかけを強化し、参加者の増加を目指す。	市民生活課

(3) 農林業・自営業従事者の女性支援

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①農産加工者連絡協議会の活動支援 地域資源を活用した農産加工、食農体験、食文化の継承などに取組む女性農業者を支援します。	1	<p>①移動研修会(1)「食と農を考える講演会」 開催日：令和6年6月23日 (講師:東京大学院 鈴木宣弘教授) 参加者：4人（うち女性4人）</p> <p>②移動研修会(2)（先進地視察） 開催日：令和6年7月9日～10日 (岩手県花巻方面にてクラフトビル工場見学、地場産品作り体験、食品衛生法改正による農産加工品への影響について研修を実施) 参加者：7人（うち女性4人）</p> <p>③登米市うまいもん発見の集い（後援：土産品準備産業） 開催日：令和6年8月25日（参加者へのお土産品として米粉麺・玄米麺（3食入り各80袋）を提供） 参加者：5人（うち女性4人）</p> <p>④登米市産業フェスティバル（後援：景品準備作業） 開催日：令和6年10月6日（大抽選会の景品として米粉麺・玄米麺（3食入り各50袋）を提供） 参加者：5人（うち女性4人）</p>	B	<p>東京大学院の教授を招いた講演会への参加や、岩手県花巻方面への先進地視察といった研修活動は、会員の知識と技術の向上に繋がった。</p> <p>また、米粉麺・玄米麺の製品化作業や、登米市うまいもん発見の集い、登米市産業フェスティバルへの参加・協力は、地域特産品のPRおよび消費拡大に寄与した。</p> <p>しかしながら、当協議会は設立当初の目的である会員相互の交流及び連絡協調により農産加工と地域農業の振興に寄与することを達成したものの、会員の高齢化と減少が進行し、協議会としての事業の継続が困難となったため、令和6年度をもって解散した。</p>		産業総務課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
②認定農業者連絡協議会事業の推進 農林水産業や農山漁村における女性の地位の向上を目指します。	1	(1) 主催事業 ①登米市のうまいもん！発見の集い 開催日：令和6年8月25日 参加者：15人（うち女性0人） ②市長・みやぎ登米農業協同組合長との意見交換会 開催日：令和7年1月22日 参加者：31人（うち女性1人） (2) 県協議会事業 ①宮城県議会議員との意見交換会 開催日：令和6年12月9日 参加者：2人（うち女性0人） ②みやぎ農業担い手サミット 開催日：令和7年3月12日 参加者：1人（うち女性0人）	B	令和6年度末現在で、女性経営者は共同申請を含め18人であった。	農業経営改善計画の共同申請の推進及び会報や認定農業者連絡協議会事業を活用し啓発を実施し、女性の参加を促す。	産業総務課
③家族経営協定締結の推進 女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。 【新規10件/年】	1	家族経営協定の締結支援を行った。 期間：令和6年4月～7年3月 新規：11件（うち女性含み5件） 解約：4件（うち女性含み2件） 変更：0件（うち女性含み0件） (令和5年度) 新規：11件　うち女性含み3件 解約：1件　うち女性含み0件	A	認定農業者の認定により、配偶者や後継者が様々な支援を受けるために締結しているケースが多い。 令和6年度は新規申請が11件となり、うち女性の締結は5件となつた。 今後も農業委員、農地利用最適化推進委員が、経営に参画する女性の家族経営協定の締結を積極的に推進していく。	県農業改良普及センターなど、関係機関や関連団体との連携をより一層図りながら家族経営協定の普及を促進していく。 農業経営主をはじめ女性農業者にも、協定締結について広く制度を周知するため、農業委員、農地利用最適化推進委員による普及啓発を推進していく。	農業委員会

(4)ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①広報等を活用した職場ハラスメントの意識啓発 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止に向けた意識の醸成を推進します。	1	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、ポスター、チラシ、市ホームページにより、セクシュアル・ハラスメント等の暴力の防止及び相談窓口の周知を行った。	B	セクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供を行うことで、意識啓発の広がりによる各ハラスメントの防止に努めた。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた周知啓発とともに、各種講座においても各ハラスメントの内容に触れることで、暴力やハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進を図っていく。	市民生活課

◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、多様な意見が公平・公正に反映され、均等に利益を得ることが重要であり、こうした機会を確保することは、男女共同参画を推進していく上で重要な課題となっています。このことから、本市における審議会や委員会等について、女性参画の拡大を推進します。

【施策の方向性】

(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①審議会等への女性委員登用の推進 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	1	第4次男女共同参画基本計画の数値目標達成に向け、市の審議会等委員への女性の登用状況調査を7月に実施し、情報の収集・分析を行った。 令和7年4月1日現在登用率 24.2% (令和6年4月1日現在登用率 22.8%)	B	前年度と比較し、登用率は微増となった。第4次基本計画目標値である登用率40%へ向け、積極的な女性委員登用をより一層啓発することが必要である。	第4次基本計画に定める目標値の達成に向けて、引き続き女性の参画に関する推進状況を調査・公表するとともに、府内各部署に女性登用の促進を図り、政策・方針決定過程への女性委員の参画を推進する。	全庁
②女性人材リストの活用 女性委員を選任するための環境整備を図ります。	1	意思決定過程への女性の参画を推進するため、府内及びコミュニティ組織に対し、各種審議会等委員や地域づくりに関するリーダーとして活躍できるよう、登米市男女共同参画女性人材リストの活用について周知を行った。 登録者：令和6年4月1日現在 14名 令和5年4月1日現在 16名	B	令和6年度における女性人材リストの活用回数は2回となり、前年度よりも増加したものとの、府内や市内コミュニティ組織に向けた更なる働きかけが必要である。	引き続き府内や市内コミュニティ組織に当制度の活用について呼びかけを行う。	市民生活課

(2) 市管理職への女性登用の推進

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①管理職への女性登用の推進 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	1	女性管理職の人数（4月1日現在） 令和6年度：49人（うち医療局医師2人） 令和5年度：44人（うち医療局医師3人） 令和4年度：50人（うち医療局医師5人）	B	特定事業主行動計画において女性管理職の割合に係る目標値を定め、達成に向けた取組を行った結果、管理職への女性登用数は一定の割合で推移しており、ロールモデルとなる女性管理職が職場内で活躍している。 女性管理職登用に不可欠な監督職への女性登用割合も増加しており、将来的な女性管理職の割合増加に向けて取り組んでいる。 管理職への女性登用を促進することは、職場内における男女共同参画の意識が高まり、率先垂範という観点からも自治体として地域における役割を果たしている。	多様化する市民ニーズに対応するためには、政策の立案や意思決定に女性の視点を反映させることが重要である。そのためには、その立場を担う管理職への女性登用を推進し、女性管理職をバックアップするためにも、仕事と家庭の両立を図るためにワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を促進とともに、能力や経験等の不安を解消するため、研修や対外交渉の機会を増やしながら、女性管理職が育つ職場づくりを推進していく。	人事課
②研修の機会の充実 将来指導的地位となる女性人材の育成に努めます。	1	各種研修受講者の募集は、性別に関わりなく行った。	B	職場外研修（市町村職員研修所の階層別研修や市町村アカデミーの専門研修）、職場内研修とともに、機会均等が確保されている。 受講希望状況を見ても、女性職員の受講意識は高まっており、男性職員と同様に能力向上が図られている。	今後も取組を継続し、各種研修への参加を推進していく。	

(3) 市政への参画の促進

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①情報公開の推進 市の基本的な計画や条例等の策定にあたっては、市民意見公募(パブリックコメント)による市政への市民参加を促進するとともに、市民に分かりやすい情報発信に取組ます。	1	市の基本的な計画等の策定にあたっては、市民意見公募による市政への市民参加を促進した。 市民意見公募件数：4件	B	各種計画の検討・構想の段階における市の考え方などを公表し、市民目線・意識を反映することで、計画の方向性の確保と事業推進の透明性の向上を図った。	市民意見公募(パブリックコメント)による市政への市民参加を促進し、市民に分かりやすい情報発信に取り組むことにより、市民との協働によるまちづくりに活かしていく。	全庁

《基本方針 III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

○評価の概要

基本方針Ⅲについては、17事業の評価を行いました。実施した全ての事業について、計画通りの成果（B評価）をあげ、2つの基本目標はおおむね達成されています。

重点目標としている「基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進」については、男女がともに子育てに参画できるよう、少子化や核家族化が進む中で、社会のニーズに対応した子育て環境の整備及び育児をサポートする各種事業の実施による子育て支援体制の整備に努めました。

「基本目標2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進」については、各種介護サービスの利用手続きの研修会を実施し関係団体や事業所との連携を図ったほか、地域における介護支援支援体制の確立に向けた事業を実施しました。

今後も引き続き、子育てや介護それぞれにおけるニーズの多様化をとらえた事業を実施し、男性の育児と介護に対する意識改革を図りながら男女共同参画の推進に向けた環境の整備に取り組みます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった
4. 実施年度ではない

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった
- D. 実施年度ではない

◆基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】

男性の意識改革を含め、社会全体で子育てを支援していく環境づくりと支援体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

(1) 子育て環境の整備

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①保育事業の充実 放課後子ども教室と連携しながら活動の場所を確保し、待機児童ゼロを目指します。	1	<p>保護者の子育てと仕事の両立を支援し、児童の健全な心身の発達を図るため、通常保育事業の実施のほか、保育施設の整備支援等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育施設等施設数（定員） <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所 3 施設（210人） ・私立保育所 8 施設（469人） ・公立認定こども園 1 施設（210人） ・私立認定こども園 11 施設（1,022人） ・小規模保育事業所 11 施設（181人） ・事業所内保育事業所 1 施設（12人） ○認定こども園環境整備支援 1 施設 	B	<p>認定こども園の整備等により受入枠の拡大を図ったことで、待機児童は令和3年度以降ゼロとなっている。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園移行支援交付金により、教育、保育サービスを継続的かつ安定的に提供できる環境を整えた。</p>	引き続き教育・保育の一体的な提供を推進するため、公立幼稚園・保育所の再編による認定こども園整備に取組ながら、待機児童ゼロの継続を図る。	子育て支援課

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施 放課後子ども教室と連携しながら活動の場所を確保し、待機児童ゼロを目指します。	1	<p>保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて健全な育成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ数 29 クラブ 公立 21、民間 8 ・登録定員数 1,420 人 公立：1,080 人、民間：340 人 	B	<p>小学校の統廃合に伴い、東和児童クラブの実施施設として東和児童活動センターの整備を行った。</p> <p>利用希望者の増加に伴い、定員及び実施場所を増やして対応しているが、依然指導員の確保が難しいことから、学習支援員や幼稚園講師を長期休暇期間中に指導員として兼務で配置している状況。指導員の確保対策が必要である。</p>	予算の確保並びに放課後児童の利用適正化のため、放課後児童クラブ利用料の徴収を実施する。	子育て支援課
③自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ひとり親家庭への子育て支援や、経済的自立を促進するため、就業支援を推進します。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金事業 1人に対して計 1,440 千円を支給 ・高等職業訓練修了支援給付金事業 1人に対して 50 千円を支給 ・自立支援教育訓練給付金事業 2人に対して計 63 千円を支給 	B	<p>高等職業訓練促進給付金等事業、高等職業訓練修了支援給付金事業とも、各 1 名に支給した。また、自立支援教育訓練給付金事業の実績は 2 名であった。</p> <p>本事業は、ひとり親家庭の生活の安定に資する資格取得等を支援するものであり、今後も事業の継続は必要である。</p>	児童扶養手当現況届の案内文書を送付する際にチラシを同封し、引き続き制度の周知を図っていく。	子育て支援課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
④医師招へい・地域医療連携の推進 産科・小児科などの医師確保と他の医療機関との連携強化を図り、周産期医療及び小児医療体制の充実に努めます。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学への要請 ・東北医科大学への要請 ・市、県ホームページへの求人掲載 ・県ドクターバンクへの求人掲載 ・医師招へいに関する国、県への要望 	B	<p>各方面へ医師招へいに向けた働きかけを行っており、市民病院小児科において、平日午後の一般診療は令和6年度においても継続することができたが、日曜日における小児救急は働き方改革の時間外労働の上限規制により、毎週から月2回の診療に減少した。</p> <p>また米谷病院では、東北大学からの応援医師により、平成28年9月から毎週月曜日から金曜日までの外来診療を実施しており、令和6年度においてもその体制を継続することができた。</p> <p>産科については、現行の「産科セミオープンシステム」を継続し、本市在住の妊産婦さんが必要なときに、速やかに入院できる体制の構築が、本市の産科医療の現実的な体制であると考えている。</p> <p>小児科の入院患者の受入については、充足した常勤医師の確保が必要であり、入院再開は現実的に難しい状況である。</p>	これまでどおり、大崎市民病院や石巻赤十字病院との連携を図りながら役割分担を行い、産科・小児科の医療の確保を担っていく。 また、医師招へいに関しては、市立病院への招へいのみならず、開業医の招へいも含めて取り組んでいく。	医療局経営管理課

(2) 子育て支援体制の整備

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①マタニティサロンの実施 保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を実施します。	1	子育てサポートセンターと連携し、プレママ（妊婦）とその家族を対象として開催した。保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を行った。 マタニティサロン 12回実施 参加実数：60人 延べ人数：87人	B	4コース1クールとして、4コース目には家族の多様化や共働き世帯の増加に伴い、父親参加のパパコースを実施した。育児体験やフリートークを行い好評であった。参加人数が増加するよう今後に向けて周知方法等を検討したい。	親同士が思いを語り合う時間を工夫して取り入れ、仲間づくりを支援していく。夫やその家族の参加を促し、特に夫の支援体制や子育てについて情報提供し、家族皆で子育てしやすい環境づくりを推進していく。また、内容の検討を行い、マタニティマーク作りなど実技を増やしていきたい。	子育て支援課
②こころの元気相談室の実施 育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。	1	登米市民病院において、臨床心理士による継続的なカウンセリングを予約制で週1回実施した。 実施回数：48回 延べ相談者数：223人	B	市内医療機関ではカウンセリングの機会がない状況のため、本相談で、カウンセリングの機会を提供している。令和5年度より週1回に回数を減らして実施したため、時期により、予約の取りにくさはあったが、相談者自身が新たな考え方や身の置き方について学ぶことができ、行動変容や安心した生活を送るための相談の場となっている。	臨床心理士によるカウンセリング体制の継続を図り、精神的な不安の解消に努める。	健康推進課

具体的取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
③こころの相談の実施 育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。	1	市内5か所の保健センター等において、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、カウンセラーによる個別相談を実施した。 実施回数：32回 延べ相談者数：80人	B	相談者が相談しやすいように、市内どこの会場でも相談ができる体制をとっている。また、相談内容に応じて相談担当者（精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士など）を紹介し、専門的かつタイムリーな相談につながっている。	こころの悩みなどを抱えた本人や家族が身近なところで専門職へ相談できるよう、また、相談担当者が多職種で構成されるよう調整を図っていく。	健康推進課
④新生児全戸訪問事業の実施 地域で安心して子育てができるよう、助産師や保健師のみでなく、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。	1	保健師、助産師による専門性を活かし、安心して子育てできるように、情報提供と継続的支援を行っている。 訪問実数：270件（延べ295件）	B	産婦及び新生児の健康や発育の確認と育児不安について軽減を図り、支援が必要な母子へは、保健師と助産師が連携し継続支援を行った。 産婦健診後、支援が必要な母子について医療機関からの情報提供があり、関係機関が連携し継続的な支援へつながっている。	産後、育児休業を取得している父親も増えており、訪問時父親への支援も必要と思われる。病院や他機関と連携して早期の訪問に努め、安心して子育てができるよう支援していく。また、産後ケアなどのサービス等を紹介し、担当者間での情報交換と切れ目のない支援を行う。	子育て支援課
⑤子育て応援訪問事業の実施 地域で安心して子育てができるよう、助産師や保健師のみでなく、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。	1	各行政区の保健活動推進員が乳児家庭を訪問し、地域とつながるきっかけとして、地域で母子を見守る体制づくりをしている。 延べ訪問件数：196件 (出生数271件に対して約72.3%)	B	核家族世帯が増加し、今まで地域と関わりが少なかった両親が地域とつながるきっかけのひとつとなっている。令和6年度の実施率は令和5年度の実施率より高くなっているが、コロナ渦より依然として低い状況である。未実施者の内訳として拒否の割合が63%と半数以上となっている。	地域でつながることの利点などを含めた事業の説明を乳児家庭、保健活動推進員の双方に行っていく。 また、訪問時だけでなくその後も地域の行事等で声掛けを行い、乳児家庭が地域の中で孤立せず子育てできる環境づくりをしていく。	子育て支援課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
⑥地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の実施 身近で気軽に集うことができ、親子が安心できる居場所づくりと、育児不安についての相談支援を行います。	1	保護者の方々が他の親子や地域の方々と交流できる場所を開設し、子育てに関する相談や情報提供などの支援を行った。 ・市内 12か所で実施 公立：5か所 民間：7か所 (令和7年3月31日現在)	B	子育て家庭の親子が他の親子や地域の方々と交流し、社会的つながりを深めることで、子育ての不安や孤立感が軽減し、安心して子育てができる環境と子どもの健やかな成長を支援することができた。	子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て親子や地域の方々が交流できる機会を提供し、不安や孤立感が無く安心して子育てができるよう、子育て支援拠点の充実を図る。	子育て支援課
⑦ファミリー・サポート・センター事業の実施 ファミリー・サポート・センター事業を広く市民に周知し、利用会員と協力会員の確保に努めるとともに、多様化する保育需要の利用支援に取組ます。	1	子育てに臨時的、突発的に援助が必要となった市民（利用会員）に対し、援助できる市民（協力会員）をファミリー・サポート・センターが仲介し、子育てに関わる事業を行った。 ・会員数 協力会員：80人 利用会員：165人 両方会員：14人 利用回数：124回（延べ） (令和7年3月31日現在)	B	165人の利用会員のうち、実際に利用した子どもの人数は26人となっており、実利用人数が少ない状況となっている。女性の社会進出による保育所利用率の上昇や、保育所での一時保育事業が普及してきたことから、今後の方向性について検討が必要と考える。	子育て経験者等が、自身の知識やスキルを地域の子育て支援に活かせる環境整備を推進するため、事業内容を市SNSやホームページを通じて積極的に発信し、幅広い層の協力会員を募るとともに、多様なニーズに対応できる知識やスキルの習得を行う各種講習会を充実させ、協力会員の継続的な育成を図る。	子育て支援課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
<p>⑧子育てサポート事業の実施</p> <p>安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、託児ボランティアの育成と活動支援を行います。</p> <p>【令和元年度サポート登録者数 18人、派遣10回/年・延べ30人/年】</p>	3		D	<p>近年の利用回数が減少していたことなどにより総合的に勘案した結果、令和6年度に子育てサポート事業を廃止した。</p>	<p>社会教育事業等での子どもの一時保育による支援が必要な場合は、当課までご連絡いただき、登米市家庭教育支援チームを紹介する。</p>	生涯学習課

(3) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①延長保育事業の実施（再掲） 保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるよう延長保育事業の実施によって支援します。	1	通常保育時間の前後において、保育ニーズに対応した延長保育事業を実施した。 ・認定こども園：9施設 ・私立保育所：6施設 ・小規模保育事業所等：7施設	B	就労形態の多様化に伴う、保育ニーズに応えるものであり、子育て環境の充実はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進にもつながっている。 延長保育料については、無料としているが、費用負担の公平性から徴収について検討する必要がある。	今後も保護者の就労形態の多様化が進むことが考えられ、そのニーズに応じた保育を行うために今後も延長保育事業を継続して実施する。 また、延長保育事業を実施する事業所に対し引き続き補助金を交付し、支援を図る。	子育て支援課
②事業主に対する各種支援制度の情報提供（再掲） 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。	1	ワーク・ライフ・バランスセミナーに際し女性活躍推進法に関する資料を配布し支援制度を周知した。	B	女性活躍推進法に関する情報提供と合わせ支援制度について周知が図られた。	ワーク・ライフ・バランスセミナーに際し情報提供を行う。	市民生活課
③市内企業を対象とした研修会の実施（再掲） 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。	1	男女が共に尊重され、やりがいを持って働くことのできる環境づくりに向けて、市内企業や市職員を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを実施した。 演題「性別によらないキャリアの柔軟性を広げよう～アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）及びオールドボイズネットワークの視点からみたワーク・ライフ・バランスの必要性について、参加者全体の理解が深められた。 なお、近年企業関係者の参加が少ないことから、周知や開催方法を見直しを図っていきたい。 講師：社会保険労務士 須田直樹氏 開催日：令和7年2月25日（火） 参加者 28名	B	アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）及びオールドボイズネットワークの視点からみたワーク・ライフ・バランスの必要性について、参加者全体の理解が深められた。 なお、近年企業関係者の参加が少ないことから、周知や開催方法を見直しを図っていきたい。	引き続きワーク・ライフ・バランスの推進について理解を深めるため、内容、具体的な手法を学ぶ研修会を実施していく。 また、市内企業等へセミナー参加の働きかけを強化し、参加者の増加を目指す。	市民生活課

◆基本目標 2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進

家族形態の多様化によって、家族と一緒に暮らす老後の形態が変化しつつあり、全国的に男性の介護者が増加してきているのが現状です。このことから、介護サービス及び制度の充実とともに、男性の介護知識や介護技術習得の機会と意識改革の推進を図ります。

【施策の方向性】

(1) 介護に関する社会的支援の充実

具体的な取組 概要	実施 状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①市内介護保険事業所研修会の実施 介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改革、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などについての研修会を実施します。	1	介護保険サービス事業者集団指導 各種届出の手続き関係、サービス提供時の事故発生状況、介護報酬改定における改定事項、介護給付等の請求に係る手続きについてなどの説明を行った。 開催数：1回 出席事業所：81事業所（対象 88事業所）	B	事業所との連携及び情報共有ができた。	介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改革、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などの研修会について実施していく。	長寿介護課

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
②介護認定調査員研修会の実施 認定調査を行う際に、公平・公正かつ適切に調査が実施できるよう、調査に必要な知識や技術の習得と更なる技術の向上を図るために、新任調査員研修会、現任調査員研修を実施します。	1	書面やインターネットを活用して介護認定調査員現任研修を実施し、調査員の資質向上を図った。 また、新任の調査員についても、隨時研修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・現任研修 開催回数 1回 参加者数 88人（男30人、女58人） ・新任研修 開催回数 3回 参加者数 4人（男1人、女3人） 	B	定期的に研修会を開催することにより、初心に戻り項目ごとに定義の確認や、特記事項の記載内容について解説や演習を通して振り返りを行うことで、調査員の資質向上を図り、公平公正な調査を行うことができた。	全国一律の基準に基づいた公平公正な介護認定調査を行うため、インターネット等を活用した研修を実施し、調査員の資質の向上を図る。	長寿介護課

(2) 男性の介護知識や介護技術の普及

具体的な取組 概要	実施状況	令和6年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①家族介護交流会の実施 男性が参加しやすい介護に関する講座や家族介護交流事業の実施により、家族が互いに支え合い、協力し合って介護を行えるよう意識の醸成に努めます。	2	実施なし	—	交流会開催を見送ったため、成果なし。	要介護者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活をおくれるように、男女とともに介護に携わる意識付けや、介護者同士の交流・情報交換等の場づくりに取り組んでいく。	長寿介護課

(3) 地域における介護支援体制の確立

具体的な取組 概要	実施状況	令和年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取組	主管課
①認知症サポーター養成講座 認知症や一人暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域での見守りや家族介護への支援を図ります。	1	開催回数、参加人数とも、前年度から大幅に増加した。また、前年度比較で、男性参加人数は92人減少したものの、女性参加人数は368人増加した。 認知症サポーター養成講座 開催回数：24回 参加人数：673人（男212人、女461人）	B	介護予防研修会のプログラムに養成講座を取り入れた事や、開催について広報で広く周知した事等により、前年度と比較し、開催回数、参加人数ともに増加した。	今後も認知症高齢者が増加する見込みの中、認知症高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるよう、認知症に関する正しい知識を持ち、支援するサポーターを継続的に養成していく。	長寿介護課

3 第4期登米市特定事業主行動計画（令和6年度実績）

主管課：総務部人事課

1 職員の勤務環境に関するもの

具体的な取り組み	令和6年度における実績
<p>(1) 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底</p> <p>(2) 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>(3) 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男性職員の「育児休業」の取得促進 ② 「妻の出産休暇」、「育児参加休暇」の取得の促進 <p>(4) 出産休暇を願い出した職員等への個別説明</p> <p>(5) 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供</p> <p>(6) 育児休業を取得しやすい環境の整備等</p> <p>(7) 時間外勤務の縮減のための意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノー残業デーの徹底 ② 週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底 ③ 業務の簡素合理化の推進 ④ 健康面における配慮 <p>(8) 年次有給休暇の取得の促進</p>	<p>【女性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 <u>29人</u> (うち、令和5年度以前から引き続きの取得者 <u>18人</u>) ・ 育児短時間勤務取得者 <u>0人</u> ・ 部分休業取得者 <u>35人</u> <p>【男性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 <u>26人</u> ・ 妻の出産休暇取得者 <u>19人</u> ・ 育児参加休暇 <u>8人</u> <p>○ 令和6年度 年次有給休暇平均取得日数 <u>11.6日／年</u></p>

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

<p>(1) 来庁者に対する環境整備</p> <p>(2) 子どもの職場学習機会の積極的な提供</p> <p>(3) 子どもと触れ合う機会の充実</p>	
--	--

3 女性の活躍推進に関するもの

<p>(1) 管理的地位にある職員に占める女性割合の増加</p>	一般行政職 10.5% (全体 30.4%)
----------------------------------	------------------------

4 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(令和7年4月1日現在)

No	項目	登米市 ※1 ()内は令和6年度の数値	宮城県平均	県内最多市町村
1	女性議員の割合	16.7% (19.2%)	16.8%	33.3% (名取市、山本町)
2	市役所の女性職員の割合	管理職	30.4% (28.7%)	25.2% 62.5% (涌谷町)
		うち一般行政職 ※2	10.4% (10.3%)	21.0% 50.0% (涌谷町)
		管理職以外の職員	47.0% (47.7%)	49.3% 63.5% (大崎市)
		総計	45.1% (45.4%)	46.7% 59.0% (大崎市)
3	市立小中学校 P T A 会長 への女性の就任状況	小学校	23.8% (14.3%)	25.6% 100.0% (七ヶ宿町、大衡村)
		中学校	20.0% (0.0%)	24.1% 100.0% (大郷町)
4	公民館長への女性の就任状況	14.3% (0.0%)	17.1%	100.0% (岩沼市、七ヶ宿町、 山本町、松島町、 利府町、大和町、大衡村)
5	自治会長への女性の就任状況	1.7% (1.3%)	6.2%	13.6% (仙台市)
6	女性委員がいる各種審議会等の数 〔女性のいる機関数 26 /機関総数 31 〕	83.9% (84.4%)	80.9%	96.4% (富谷市)
7	各種審議会等委員への女性の登用状況 〔女性委員数 117人 /委員総数 463人 〕	25.3% (25.2%)	30.5%	53.8% (富谷市)

※1 「宮城県平均」、「最多市町村」の数値は「令和7年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告書」による数値

※2 一般行政職の範囲は、次の職種のいずれにも該当しない職員

税務職、海事職（一）（二）、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、任期付研究員、特定任期付職員、大学（短大）教育職、高等（特殊・専修・各種）学校教育職、小・中学校（幼稚園）教育職、高等専門学校教育職、その他の教育職、警察職、臨時職員、特定地方独立行政法人職員、特定地方独立行政法人臨時職員

(2) 審議会等委員への女性委員の登用状況 (令和7年4月1日現在)

・法律による委員会（行政委員会）・・・地方自治法180条の5

No	審議会等名称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
1	教育委員会	5 (5)	3 (3)	60.0% (60.0%)
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0% (25.0%)
3	人事委員会	—	—	—
4	監査委員	3 (3)	0 (0)	0% (0%)
5	農業委員会	24 (24)	4 (4)	16.7% (16.7%)
6	固定資産評価審査委員会	3 (3)	2 (2)	66.7% (66.7%)
合計		39 (39)	10 (10)	25.6% (25.6%)

※下段の()内は令和6年4月1日現在の数値

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

・法律・条令による審議会等（付属機関）・・・地方自治法 202 条の 3（令和 7 年 4 月 1 日現在）

※ () 内は令和 6 年 4 月 1 日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	0 (1)	0% (20.0%)
2	登米市行政不服審査会	5 (5)	0 (0)	0% (0%)
3	登米市防災会議	35 (35)	1 (2)	2.9% (5.7%)
4	登米市国民保護協議会	35 (35)	1 (2)	2.9% (5.7%)
5	登米市総合計画審議会	20 (20)	3 (5)	15.0% (25.0%)
6	登米市男女共同参画審議会	10 (10)	7 (7)	70.0% (70.0%)
7	登米市国民健康保険運営協議会	9 (9)	4 (4)	44.4% (44.4%)
8	登米市予防接種健康被害調査委員会	0 (5)	0 (1)	0% (20.0%)
9	登米市介護認定審査会	100 (100)	31 (31)	31.0% (31.0%)
10	登米市介護保険運営委員会	8 (9)	3 (3)	37.5% (33.3%)
11	登米市民生委員推薦会	0 (12)	0 (3)	0% (25.0%)
12	登米市障害支援区分認定審査会	15 (15)	6 (8)	40.0% (53.3%)
13	登米市子ども・子育て会議	12 (12)	6 (6)	50.0% (50.0%)
14	登米市農政審議会	0 (19)	0 (3)	0% (15.8%)
15	登米町街なみ景観整備審査会	6 (6)	0 (0)	0% (0%)
16	登米市都市計画審議会	10 (10)	1 (1)	10.0% (10.0%)
17	登米市景観形成会議	11 (11)	1 (1)	9.1% (9.1%)
18	登米市上下水道事業運営審議会	0 (12)	0 (5)	0% (41.7%)
19	登米市立病院等運営協議会	10 (10)	4 (4)	40.0% (40.0%)
20	登米市学校給食センター運営審議会	12 (12)	3 (3)	25.0% (25.0%)
21	登米市障害児就学指導委員会	18 (18)	11 (11)	61.1% (61.1%)
22	登米市いじめ問題対策連絡協議会	13 (13)	2 (2)	15.4% (15.4%)
23	登米市いじめ防止対策調査委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
24	登米市社会教育委員会議	10 (9)	1 (0)	10.0% (0%)

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
25	登米市図書館協議会	10 (10)	6 (6)	60.0% (60.0%)
26	登米市公民館運営審議会	15 (14)	3 (2)	20.0% (14.3%)
27	登米市スポーツ推進審議会	15 (15)	2 (1)	13.3% (6.7%)
28	登米市文化財保護委員会	8 (10)	0 (0)	0% (0%)
合計		401 (450)	99 (115)	21.1% (25.6%)

※基準日現在において委嘱されていない場合は「一」と記載

※令和6年度に委嘱があっても令和7年度には委嘱されていない審議会等については記載していないため、合計欄の括弧内の数値と、No. 1～28までの数値を合計したものは合致しない。

・要綱等により設置している審議会等（令和7年4月1日現在）

※ () 内は令和6年4月1日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市第三セクター調査検討委員会	0 (10)	0 (1)	0% (10.0%)
2	登米市地域公共交通会議	0 (18)	0 (0)	0% (0%)
3	登米市自死対策連絡協議会	13 (13)	2 (2)	15.4% (15.4%)
4	登米市地域包括ケア体制推進会議	0 (16)	0 (6)	0% (37.5%)
5	登米市地域包括支援センター運営協議会	8 (9)	3 (3)	37.5% (33.3%)
6	登米市地域密着型サービス運営委員会	8 (9)	3 (3)	37.5% (33.3%)
7	登米市老人ホーム入所判定委員会	0 (5)	0 (1)	0% (20.0%)
8	登米市高齢者及び障害者虐待対策連絡協議会	0 (17)	0 (6)	0% (35.3%)
9	登米市高齢者福祉計画策定委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
10	登米市地域福祉計画推進会議	0 (10)	0 (2)	0% (20.0%)
11	登米市避難行動要支援者避難支援推進協議会	0 (9)	0 (2)	0% (22.2%)
12	登米市要保護児童対策地域協議会	16 (16)	3 (2)	18.8% (12.5%)

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
13	登米市農業経営改善計画認定審査会	21 (21)	0 (0)	0% (0%)
14	登米市農作物有害鳥獣対策協議会	14 (14)	0 (0)	0% (0%)
15	仮屋排水機場・荒川・長沼ダム対策委員会	14 (14)	1 (1)	7.1% (7.1%)
16	登米市地産地消推進協議会	17 (17)	7 (7)	41.2% (41.2%)
17	登米市地産地消推進本部	6 (6)	0 (0)	0% (0%)
18	登米市農作物異常気象対策連絡会議	6 (6)	0 (0)	0% (0%)
19	登米市肉用牛貸付事業運営委員会	0 (12)	0 (0)	0% (0%)
20	登米市農業委員会委員選考委員会	5 (5)	1 (1)	20.0% (20.0%)
21	登米市育英資金奨学生選考委員会	12 (12)	6 (7)	50.0% (58.3%)
22	上杉奨学生奨学生選考委員会	12 (12)	6 (7)	50.0% (58.3%)
23	登米市開校準備委員会	30 (33)	6 (6)	20.0% (18.2%)
24	地域伝承文化保存支援推進会議	10 (8)	1 (0)	10.0% (0%)
合計		201 (306)	42 (60)	14.2% (19.6%)

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

※令和6年度に委嘱があつても令和7年度には委嘱されていない審議会等については記載していないため、合計欄の括弧内の
数値と、No. 1～24までの数値を合計したものは合致しない。

令和 6 年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

《第 1 回審議会》

開催日：令和 6 年 5 月 21 日（火）

開催場所：登米市役所南方庁舎 大会議室

【内容】

- (1) 令和 4 年度男女共同参画の施策に関する推進状況報告書
- (2) 第 5 次登米市男女共同参画基本計画の策定方針等について

「登米市男女共同参画審議会」委員名簿

委嘱：令和 6 年 2 月 10 日～令和 8 年 2 月 9 日

	氏 名	条例第 23 条における委員区分	備 考
1	天童 瞳子	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会会长 (令和 2 年 2 月 10 日～) 宮城学院女子大学名誉教授 学長顧問
2	須藤 明美	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会会长 (平成 30 年 2 月 10 日～令和 2 年 2 月 9 日) 男女共同参画審議会副会長 (平成 28 年 2 月 10 日～平成 30 年 2 月 9 日) 男女共同参画審議会委員 (平成 24 年 2 月 10 日～) 男女共同参画条例策定委員会委員 第 2 次男女共同参画基本計画策定委員会委員
3	日下 修	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画条例策定委員会委員 男女共同参画審議会委員 (平成 26 年 2 月 10 日～)
4	皆川 洋子	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画条例策定委員会委員 男女共同参画審議会委員 (平成 28 年 2 月 10 日～)
5	戸田 和夫	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会委員 (平成 30 年 2 月 10 日～)
6	佐藤 妙子	関係団体の推薦を受けた人	登米市民生委員児童委員協議会 男女共同参画審議会委員 (令和 2 年 2 月 10 日～)
7	二階堂 玲子	関係団体の推薦を受けた人	登米市産業振興会 男女共同参画審議会委員 (令和 4 年 2 月 10 日～)
8	石川 幸	関係団体の推薦を受けた人	登米市青年団連絡協議会 男女共同参画審議会委員 (令和 6 年 2 月 10 日～)
9	金 正男	関係団体の推薦を受けた人	登米人権擁護委員協議会 男女共同参画審議会委員 (令和 6 年 2 月 10 日～)
10	長倉 理恵	公募により選任を受けた人	男女共同参画審議会 委員 (令和 6 年 2 月 26 日～)

※男女の構成（男性 3 人、女性 7 人）

だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

平成23年3月11日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第18条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第19条—第21条)

第4章 男女共同参画審議会(第22条—第25条)

第5章 雜則(第26条)

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわりなく一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と運動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市(以下「市」といいます。)、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわりなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。

(3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。

ア 市内に居住する人

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人

ウ 市内の学校に在学する人

エ 市内に滞在する人

(4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。

(5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

- (6) 市民団体　さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与える、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。

- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

- 第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。
- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
 - 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
 - 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければ

なりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう

努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるため必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第18条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第19条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第21条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定期的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要的表現を行ってはなりません。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第9条第2項に規定する事項

(2) 第18条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査

審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する人

(2) 関係団体の推薦を受けた人

(3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、
その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決
定します。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、
説明又は意見を聞くことができます。

第5章 雜則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成
17年登米市条例第48号)の一部を次のように改正します。

[次のように] 略

登米市市民生活部市民生活課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地

電 話：0220-58-2118

F A X：0220-58-3345

E-mail : simin@city.tome.miyagi.jp

令和7年12月